

○古河公方公園づくり円卓会議運営内規

(趣旨)

・この内規は、古河公方公園づくり円卓会議（以下「円卓会議」とする。）設置要綱の規定に基づき円卓会議の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

・「市民」とは、市内に住む人、働く人、学ぶ人、事業所を置く事業者のほか、公方公園の形成に自主的に参加する人を言う。

(議事)

- ・議事は、委員の提案を元に指定管理者が作成し、提出する。
- ・議事の趣旨説明は、原則として指定管理者が資料を作成し、これを行うものとする。

(議決権)

- ・議決権は、委員が有する。

(司会進行)

- ・座長の会務のうち、会議の司会進行については指定管理者をもって充てることができる。

(情報発信)

- ・議事、議決結果は、円卓会議終了後、指定管理者が速やかにホームページ等で公開する。

(部会)

- ・市民は自由に部会に参加できる。
- ・緊急の事案については、委員もしくは指定管理者がパークマスターの確認を取り、指名されたもので開催できる。

附則 この内規は、令和4年 4月 1日から施行する。

附則 この内規は、令和4年11月24日から施行する。